

令和4年第4回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年4月25日(月) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室303

【出席委員】 農業委員	2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	1 秋山重樹、5 岩崎真一
【傍聴人】	0 人
事務局長	<p>只今より、令和4年第4回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち9名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いしたいところでしたが、本日欠席のため、前期から農業委員をされています加藤委員よりお願いします。</p>
加藤委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>2番の天沼委員と、3番の荒井委員にお願いします。</p>
議長	<p>次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和4年4月農業委員会総</p>

	<p>会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。</p> <p>農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権等の設定を行うものになります。</p> <p>それでは、まず第1号件について説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。</p> <p>こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は店舗兼用住宅敷地です。自己業務用の店舗部分については、菓子屋。住宅部分については、自己居住用です。</p> <p>申請地は、令和2年1月15日付けで農用地区域から除外されております。10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。本件は、集落に接続する土地に住宅等を建築する案件であることから、不許可の例外である「周辺その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。</p> <p>建築面積は35.69㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、水路へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>また、申請地には、4台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が1台、来客用が3台となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。また、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊班長	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>4月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件についてご説明いたします。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。 こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。 申請地は、平成20年10月31日付けで農用地区域から除外されております。10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。 建築面積は61.27㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、道路側溝へ放流する計画となっております。 隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。 また、申請地には、2台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が2台となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。また、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊班長	<p>それでは報告させていただきます。 4月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料2ページと、農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請件数は、新規が3件で、64筆となっております。合計面積は40710㎡となっております。</p> <p>まず、1件目についてですが、管理番号1～36までとなっております。こちらの案件は、農業生産者の法人化に伴う手続きとなっております。そのため、農地所有者は、法人の代表取締役もしくは取締役となっております。これらのことから、農地の状況については、航空写真で確認を行っております。</p> <p>次に、2件目についてですが、管理番号37～60までとなっております。こちらはすべて賃貸借権の設定で、期間は10年間となっております。</p> <p>最後に、3件目についてですが、管理番号61～64までとなっております。こちらにも賃貸借権の設定で、期間は3年間となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊班長	<p>それでは報告させていただきます。 4月18日に現地調査を行いました。</p>

	<p>どこの土地も写真のとおり適正に管理されておりましたので、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の5ページと、農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>買い取り申出人、主たる従事者の氏名、住所、生産緑地の場所、面積は資料記載のとおりです。</p> <p>買い取り申出人と主たる従事者との続柄については、祖母と孫となります。</p> <p>主たる従事者が死亡した際は、生産緑地の解除を行うことが可能となっており、解除を行う際は、市へ買取り申出を行う必要があります。その買取り申出をする前に、主たる従事者がその生産緑地の主たる従事者であったことの証明を農業委員会へ行う必要があることから、今回の申請に至っております。また、買取申出については、所有者のみが行えることになっており、買い取り申出人への相続が完了していることは確認済みです。</p> <p>8・1調査の結果を事務局で確認したところ、主たる従事者は、年間120日間従事していることが確認できました。また、買い取り申出人への聞き取りを事務局で行いましたが、亡くなる直前まで野菜等を栽培していたとのことです。その後の従事状況ですが、対象地は相続税の納税猶予を受けていたことから、定期的に事務局で確認を行っておりますが、農地として維持がされておりました。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分を報告いたしますので、農業委員会総会次第兼資料の6～7ページをご覧ください。</p> <p>全部で5件となっております。</p> <p>転用目的は、住宅敷地が4件、長屋敷地が1件です。</p> <p>なお、令和4年3月25日から同年4月22日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和4年5月18日（水）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和4年5月25日（水）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p>

加藤委員	それでは、加藤委員に閉会をお願いいたします。 (閉会宣言) 閉会時間 午後 2 時 4 7 分
------	--